

信州大学大学院法曹法務研究科

法曹法務専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	章ごとの評価	2-(2)-4
	第 1 章 教育の理念及び目標	2-(2)-4
	第 2 章 教育内容	2-(2)-6
	第 3 章 教育方法	2-(2)-11
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(2)-13
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(2)-17
	第 6 章 入学者選抜等	2-(2)-18
	第 7 章 学生の支援体制	2-(2)-21
	第 8 章 教員組織	2-(2)-23
	第 9 章 管理運営等	2-(2)-26
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(2)-27
	第 11 章 自己点検及び評価等	2-(2)-29
III	意見の申立て及びその対応	2-(2)-31
<参 考>		2-(2)-41
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-43
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-44
iii	自己評価書等	2-(2)-45

I 認証評価結果

信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準 1－1－2、基準 6－1－3 及び基準 11－1－1 を満たしておらず、特に基準 1－1－2 及び基準 11－1－1 を満たしていない状況は、他の基準の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

満たしていない基準の具体的な内容は、次のとおりであり、速やかに是正される必要がある。

- 当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び教育の目的を達成する必要がある。【基準 1－1－2】
- 当該大学出身者に対し、入学検定料を免除しており、入学者選抜における公平性に欠ける取扱いがなされていた。【基準 6－1－3】
- 法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。【基準 11－1－1：重点基準】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、経済学部資料室及び中央図書館と近接しているなど、自習室と経済学部資料室及び中央図書館との有機的連携が確保されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 司法試験の合格率が平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことについて、留意する必要がある。
- 1 授業科目の課題レポートにおいて、学生の達成度を図る上で、出題方法が適切ではないため、授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、素点と成績評価の点数とで異なる取扱いがされているものがあるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目の期末レポートにおいて、一定程度の回答がされたことをもって満点を与えている小問があるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目において、設定された到達度に対し、学生の達成度が成績評価に適切に反映されていないため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 2 年コースと 3 年コースの進級要件において、必修授業科目の修得単位数に差が設けられており、進級時における学生の学力と各学年における達成度に照らし、適切な内容であるか検証する必要がある。
- 法学既修者認定試験について、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかは適切に判定されていたものの、法律専門科目試験の配点割合が低く、適切な配点割合とはいえない状況であった。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章の基準のうち、基準1－1－2を満たしていない。

【根拠理由】

1－1－1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念は、『法の支配に奉仕せよ』、『知的に究理せよ』、そして『つねに良き隣人たれ』として、また、教育の目的は、「①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度な専門的能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、パンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1－1－2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び教育の目的に適った教育を実施するため、養成する具体的な法曹像に応じた「市民法曹タイプ」、「企業ビジネス法曹タイプ」、「地域密着・政策志向法曹タイプ」の3つの履修モデルの提示が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等が挙げられる。

ただし、司法試験の合格率が、平成23年度、平成24年度及び平成25年度において全国平均の2分の1を下回っている。平成26年度においても全国平均の2分の1をわずかに上回るにとどまり、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な取組が行われているとは判断できない。当該法科大学院においては、少人数教育による細やかな指導、修了生チューターや弁護士チューターによる学習支援等、様々な教育上の工夫が図られているものの、法曹養成という当該法科大学院の教育の目的に結び付いているとはいえない。

以上のことから、法科大学院を取り巻く状況が変化している中、地域の法曹養成に一定程度貢献しているものの、当該法科大学院の教育の理念及び教育の目的が当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。

以上の内容を総合し、「第1章の基準のうち、基準1－1－2を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 司法試験の合格率が平成23年度、平成24年度及び平成25年度において全国平均の2分の1を下回っていたことについて留意する必要がある。

【是正を要する点】

- 当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び教育の目的を達成する必要がある。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び教育の目的を効果的に実現するために、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行い、2年次以降に関連する法律基本科目を学修した上で、法律実務基礎科目を履修できるように配慮し開講している。また、法律実務基礎科目は理論と実務を架橋する教育を実践し、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で多様な学生のニーズに応えられる科目を展開するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学学習の未経験者に対する導入ガイダンスの実施のほか、オフィスアワーの設定やクラス担任の配置により、学生からの個別相談に応じる体制がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「英米法」、「法と経済」及び「企業会計」等、(4) 展開・先端科目として、3つの履修モデルを基に、「市民法曹タイプ」の履修モデルとの関連では、授業科

目「社会保障法」及び「消費者法」等、「企業ビジネス法曹タイプ」の履修モデルとの関連では、授業科目「国際私法1」及び「知的財産法1」等、「地域密着・政策志向法曹タイプ」の履修モデルとの関連では、授業科目「地方自治法」及び「租税法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法の創造と時代思潮」の教育内容が基礎法学・隣接科目の内容とはいえないものの、おおむね社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「現代法特別講義（刑事司法の現代的課題）」の教育内容が展開・先端科目の内容とはいえないものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学末修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、各系の選択必修科目から 4 単位の合計 64 単位とされており、このう

ち6単位は、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事裁判実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事裁判実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事裁判実務」（2単位）が必修科目として開設され、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップは授業科目「ロークリニック」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を超えて修得するものとされている。

法情報調査は、入学時に行われる「法情報調査」において、法学既修者を含む学生全員に指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事裁判実務の基礎」、「民事裁判実務」及び「刑事裁判実務の基礎」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、法律実務基礎科目の授業科目を担当する実務家教員がシラバスを作成することによって授業内容の原案を提示し、これを研究者教員が確認した上で、教授会において決定するほか、授業科目の実施状況については、FD研修会において授業報告を確認するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 授業科目「法の創造と時代思潮」の教育内容が、基礎法学・隣接科目の内容とはいえないため、教育内容を基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、教育内容にふさわしい科目区分に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「現代法特別講義（刑事司法の現代的課題）」の教育内容が、展開・先端科目の内容とはいえないため、教育内容を展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、教育内容にふさわしい科目区分に配置されるよう区分整理をする必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、18人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、プロブレム・メソッド方式、討議形式という双方向的な討論を基本としつつ、適宜講義方式を併用することで基本的な理解の修得を中心とする授業を実施し、2年次以降配当の授業科目においては、演習科目を増やし、授業形式の重点をプロブレム・メソッド方式、ケース・メソッド方式とすることにより、少人数による双方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「ロークリニク」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備

されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、レジュメの事前配付、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた予習・復習の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては42単位（うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、授業中の質疑応答の内容、課題、小テスト、科目修了試験等としており、これらは学生便覧及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、学生の授業中の質疑応答の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているものや、1授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が適切でないものや、一部の授業科目において、素点と成績評価の点数とで異なる取扱いがされているものや、1授業科目の期末レポートにおいて、一定程度の回答がされたことをもって満点を与えている小問があるものや、1授業科目において、設定された到達度に対し、学生の達成度が成績評価に適切に反映されていないものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価不服申立制度の整備、成績分布データの教授会での配付が講じられている。

成績評価の結果については、成績評価基準、成績分布データが「TKC法科大学院教育研究支援システム」上に掲載され、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、1授業科目において授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっていないものがあるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。再試験及び追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受

験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、2年コースと3年コースの進級要件において、必修授業科目の修得単位数に差が設けられていることについて、検証する必要があるものの、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、新年度ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに

定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、96 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 32 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、32 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、各系の選択必修科目から 4 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律基本科目以外の科目から 32 単位以上を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、入試委員会が確認を行うなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文試験が実

施され、法科大学院全国統一適性試験、面接試験、書類審査の結果を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち、6単位を減じた単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしている。この32単位については、1年次の必修科目38単位から6単位を減じた合計32単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 1 授業科目の課題レポートにおいて、学生の達成度を図る上で、出題方法が適切ではないため、授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、学生の授業中の質疑応答の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、成績評価における考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、素点と成績評価の点数とで異なる取扱いがされているものがあるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目の期末レポートにおいて、一定程度の回答がされたことをもって満点を与えている小間があるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 1 授業科目において、設定された到達度に対し、学生の達成度が成績評価に適切に反映されていないため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
- 2年コースと3年コースの進級要件において、必修授業科目の修得単位数に差が設けられており、進級時における学生の学力と各学年における達成度に照らし、適切な内容であるか検証する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、学生委員会FDチームが設置され、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業評価アンケートの実施・結果の検討、研究者教員と実務家教員双方が参加する実務研修会及び理論研修会の実施、教育内容及び教育方法等の報告と参加教員による意見交換を行う「講義・演習担当者研修会」の実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準のうち、基準6-1-3を満たしていない。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミSSION・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミSSION・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び教育の目的に照らし、「1. つねに“よき隣人たる法曹”になるために、当事者やその家族の“心”や“心の傷み”を理解することができる人格を備えた方を受け入れます。

2. 今後の法曹には、国内外の経済・社会の動向、科学技術の発展、形態・価値が変動する人間・家族関係に対する透徹した洞察力、そして社会常識に適った分析力・判断力が求められます。そこで、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を備えた人材を積極的に受け入れます。

3. 3年コースは、多様なバックグラウンドをもった人材に法曹への門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守し、法律学の既修未修を区別することなく、学部履修課程で多様な専門的領域における知識・学芸を修得し高い教養を保有している方を積極的に受け入れます。

4. 2年コースは、法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方を受け入れます。

5. 社会的活動・関心や職業的体験などを通して法曹の職につくことを希望する方を積極的に受け入れます。そのため、法曹への意欲のみならず、これまで従事してきた社会貢献活動や職業的経験・経歴など、社会経験や社会・職業上の実績を積極的に評価します。

6. 科学技術の発展・普及に応じた法曹を養成していくために、“サイエンティフィック・マインド”を保有している方を積極的に受け入れます。

7. 今後の少子高齢化社会、経済的基盤の弱い地域に応じた法曹を養成していくために、“地域法曹となる意欲・使命感をもつ方”を積極的に受け入れます。」として設定され、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び教育の目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト及びパンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が組織され、教授会で承認を受けた計画に基づいて入学者選抜試験業務を遂行する責任を負っていたが、平成27年度より学生募集を停止することに伴い、当該委員会は廃止されている。

6-1-3 各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選抜方法、配点、配点比率、過去の入試状況（出願者数、合格者数、入学者数、出身学部、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、拡大鏡の持参許可、別室での受験や試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がなされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

ただし、当該大学出身者に対し、入学検定料を免除しており、入学者選抜における公平性に欠ける取扱いがなされていた。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、法学既修者認定試験については、法学の基礎的な学識を有するか否かは適切に判定されていたが、法律専門科目試験の配点割合が低く、適切な配点割合とはいえない状況であった。入学者選抜に当たっては、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、3年コースは面接試験、2年コースは法律専門科目試験及び面接試験を課すことにより、おおむね当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、理系の学部出身者、専門的資格の保持者、専門的技術者や研究者を対象とする特別入試の「高度技術法曹枠（3年コースのみ）」を実施し、「科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書」を提出させているほか、一般入試において、「自己申告書」、任意提出書類（外国語能力を証明する書類）を提出させることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成22年度は約52%、平成23年度は約52%、平成24年度は約38%、平成25年度は50%、平成26年度は約55%であり、各年度3割以上となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は36人であり、収容定員54人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学者選抜試験の試験回数を増加するなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入
学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、平成 27 年度より学生募集を停止することとされている。

以上の内容を総合し、「第 6 章の基準のうち、基準 6－1－3 を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法学既修者認定試験について、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する
か否かは適切に判定されていたものの、法律専門科目試験の配点割合が低く、適切な配点割合とはい
えない状況であった。

【是正を要する点】

- 当該大学出身者に対し、入学検定料を免除しており、入学者選抜における公平性に欠ける取扱いが
なされていた。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び教育の目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、履修ガイダンスの実施、クラス担任制による個別相談、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、授業開始前に3年コースの学生には法律学入門講座、2年コースの学生には導入講座を実施するなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学後のガイダンスにおいて法律基本科目の概要についての説明を行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、専任教員のオフィスアワーの曜日、時間帯及び予約方法等が記載された一覧表を「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載することにより学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院の修了者で司法試験合格者又は司法試験短答式試験の合格者による修了生チューター制度、長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会により派遣された弁護士による学習支援等、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、総合健康安全センターにおけるカウンセリングを含む健康相談や診療、学生相談センターにおける学生生活相談が行われているほか、各種ハラスメントについては、全学の組織であるハラスメント相談員による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、障害者用トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、研究者教員と実務家教員とで構成されるクラス担任による進路指導の実施、修了生支援委員会による求人情報の提供、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、学術研究院（社会科学系）に所属する専任教員は法曹法務研究科教員グループ会議において審議・決定され、特任教員の選考については、教授会の議を経て、全学特任教員資格審査委員会で審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会で審議、決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そ

のうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び教育の目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から70歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目と法律実務基礎科目の必修科目とされており、約9割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員7年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が1人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、研究専念期間制度の導入を検討しており、相当の研究専念期間が与えられ

るよう努めている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教材の作成補助、文献複写等教育上及び研究上の補助を行う事務補佐員 1 人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第 8 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

なお、学術研究院社会科学系に所属する教員の人事に関する事項については、当該法科大学院を含む学術研究院（社会科学系）に所属する専任教員により構成されている学術研究院社会科学系教授会において、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、経済学部事務部門の中に、法科大学院グループが組織され、法科大学院の学務を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、学長及び理事によるヒアリングが毎年度実施されており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクター、無線LANが整備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が専用席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、共用パソコン及びプリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、経済学部資料室及び中央図書館が整備されている。経済学部資料室及び中央図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。経済学部資料室及び中央図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、貸出・返却が学生証により行われるなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、経済学部資料室及び中央図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、経済学部資料室及び中央図書館と近接しているなど、自習室と経済学部資料室及び中央図書館との有機的連携が確保されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の研究室及びセミナールームが整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了者である法務学修生においては、自習室等の施設及び設備を利用することができる。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、経済学部資料室及び中央図書館と近接しているなど、自習室と経済学部資料室及び中央図書館との有機的連携が確保されている。
- 経済学部資料室及び中央図書館に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章の基準のうち、基準11-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として認証評価担当委員会が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、教授会で報告され、各委員会で共有し、各委員会及び法科大学院グループにおいて、教育活動等の改善への取組が行われているが、修了者の進路及び活動状況について、司法試験の合格率が、平成23年度、平成24年度及び平成25年度において全国平均の2分の1を下回っていることについて、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11－2－2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、各専門委員会において調査及び収集され、法科大学院グループ事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章の基準のうち、基準 11－1－1 を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 司法試験の合格率が平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことについて、留意する必要がある。

【是正を要する点】

- 法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど、当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。加えて、意見申立審査専門部会の審査結果報告を参考として掲載しています。

申立件数：2

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第1章 教育の理念及び目標 基準1-1-2 【対象となる項目】 ①「1評価」（評価結果（案）2頁） <u>第1章の基準のうち、基準1-1-2を満たしていない。</u> ②【根拠理由】（評価結果（案）2頁） 1-1-2 以上のことから、法科大学院を取り巻く状況が変化している中、地域の法曹養成に一定程度貢献しているものの、<u>当該法科大学院の教育の理念及び教育の目的が当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。</u> ③【是正を要する点】（評価結果（案）3頁） <u>当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び教育の目的を達成する必要がある。</u> 【意見】 平成26年の司法試験の結果に鑑みれば、本法科大学院の教育の理念及び教育の目的は、本法科大学	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 解釈指針1-1-2-1において、「各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。」と規定されているところ、評価結果（案）は司法試験の合格率だけで基準1-1-2の適合性を判断したのではなく、他の基準の判断結果を総合的に考慮して、司法試験の合格率が継続的に低迷している状況を覆すような取組が確認できないことから、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されているとはいえないと判断している。したがって、単に評価実施年度に全国平均の2分の1をわずかに上回っていることのみをもって改善すべき点にも、是正を要する点

院の教育を通じて達成できていると評価でき、基準 1-1-2 は満たされている。よって「第 1 章 教育の理念及び目標」における「基準 1-1-2 を満たしていない」との章ごとの評価結果は改められるべきである。また、この点に係る評価修正とあわせて、認証評価結果における「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との結論についても再考願いたい。 【理由】 平成 26 年度の本法科大学院の司法試験合格率（11.63％）は、全国平均（22.58％）の 2 分の 1（11.29％）を上回る結果となった。この結果は、本法科大学院におけるこれまでの教育上の取り組みの成果であり、教育の理念及び教育の目的達成状況の判断において、積極的に評価されるべきと考える。 基準 1-1-2 における司法試験合格率に関する判断指標は、「法科大学院の認証評価に関する考え方」（平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定）によれば、次のとおりである。 「司法試験の合格率については、以下の指標によって判断する。 〔基準 1-1-2、11-1-1〕 ① 5 年の評価期間中に少なくとも 2 回、合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回った場合には、留意事項として指摘する。 ② 評価実施年度に合格率が 2 分の 1 を下回っており、かつ、他の 4 年間に於いて合格率が 2 分の 1 を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘する。 ③ 評価実施年度に合格率が 2 分の 1 を下回っており、かつ、他の 4 年間に於いて合格率が 2 分の 1 を下回る年度が 2 回以上あった場合には、是正を求める。」 本法科大学院における司法試験合格率は、平成 23 年、平成 24 年及び平成 25 年において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことから、①の留意すべき点として指摘されるべき状況であることには異存は	にもあたらないとする申立てには理由がないと認められる。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）
---	--

ない。しかしながら、平成 26 年度の本法科大学院の司法試験合格率(11.63%)は、全国平均(22.58%)の2分の1(11.29%)を上回っており、②の改善事項として指摘すべき状況にも③の是正を求めるべき状況にもあたらない。 また、法科大学院全体の合格率における本法科大学院の相対的位置付けをみると、平成 26 年における本法科大学院の司法試験合格率における順位は、受験生を輩出した 74 校の法科大学院のうち、34 位であり、中位より上の位置にある。全国平均を上回る法科大学院は 15 校、全国平均の2分の1を上回る法科大学院は、上記 15 校を含めて 74 校中 39 校にすぎず、予備試験合格者の受験者数が年々増加していることもあり、指標を上回ることが次第に困難となる状況にある。評価結果(案)では、「平成 26 年度においても全国平均の2分の1をわずかに上回るにとどまり」(2 頁)との記述があり、一定の評価がなされていることも窺えるが、このような状況下において「わずか」であっても指標を上回り、一定の改善がみられたことは過小評価されるべきではないと考える。 以上より、本法科大学院の司法試験合格率は、基準 1-1-2 が満たされていないとの判断根拠にはなり得ないものであり、是正を要する点として指摘されるべきではないと考える。よって、第 1 章教育の理念及び目標」における「基準 1-1-2 を満たしていない」との章ごとの評価結果は改められるべきである。また、この点に係る評価修正とあわせて、認証評価結果における「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との結論についても再考願いたい。 以上	
---	--

(申立 2)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第 11 章 自己点検及び評価等 基準 11-1-1	【対応】 原案どおりとする。 【理由】

【対象となる項目】 ①「1 評価」(評価結果(案) 27 頁) <u>第 11 章の基準のうち、基準 11-1-1 を満たしていない。</u> ②【根拠理由】(評価結果(案) 27 頁) 11-1-1 <u>修了者の進路及び活動状況について、司法試験の合格率が、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っていることについて、自己点検及び評価の結果に基づいて、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。</u> ③【是正を要する点】(評価結果(案) 28 頁) <u>法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して自己点検及び評価の結果を活用し、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じるなど、当該法科大学院の教育活動等の是正に取り組む必要がある。</u> 【意見】 平成 26 年の司法試験の結果に鑑みれば、自己点検及び評価の結果に基づいた本法科大学院の教育活動等の改善がなされていると評価でき、基準 11-1-1 は満たされている。よって「第 11 章 自己点検及び評価等」における「基準 11-1-1 を満たしていない」との章ごとの評価結果は改められるべきである。また、この点に係る評価修正とあわせて、認証評価結果における「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との結論についても再考願いたい。 【理由】 <申立 1>の理由において述べたとおり、平成 26 年度の本法科大学院の司法試験合格率(11.63%)は、全国平均(22.58%)の 2 分の 1(11.29%)を上回る結果となった。この結果は、自己点検及び評価結果を活用したことによって生まれた教育上の成果である。 基準 11-1-1 における司法試験合格率に関す	当該法科大学院は、 - 平成 23 年度から平成 25 年度において司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っており、3 年間継続していること。 - 平成 26 年度においても司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 をごくわずかに上回っているに過ぎない状況であること。 - 平成 26 年度は司法試験の合格率が上昇したが、その要因は、受験者数がやや減少したことによるものであるといえ、いずれにしても合格者数が増加しているわけではないこと。 以上の状況であるが、平成 25 年 3 月に出された外部評価の結果を踏まえ、平成 25 年度に実施された教育上の改善方策は、学習支援以外の教育内容や教育方法等についての分析が確認できず、自己点検及び評価の結果に基づく改善の取組がされているものの、司法試験の合格率が継続的に低迷している状況を覆すような改善の取組が確認できなかった。 基準 11-1-1 において、「自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。」と規定されており、「活用されている」とは、改善方策に実効性があるかをも判断要素とされているが、改善方策に実効性が認められず、基準 11-1-1 を満たしているか否か総合判断した結果、判断に変わりはないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)
--	--

る判断指標は、「法科大学院の認証評価に関する考え方」（平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定）によれば、＜申立 1＞の理由に記載したとおりのものである。

この判断指標によれば、本法科大学院における司法試験合格率は、平成 23 年、平成 24 年及び平成 25 年において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことから、基準 11－1－1 においても、①の留意すべき点として指摘されるべき状況であることには異存はない。しかしながら、平成 26 年度の本法科大学院の司法試験合格率は、全国平均の 2 分の 1 を上回っており、②の改善事項として指摘すべき状況にも③の是正を求めるべき状況にもあたらない。

本法科大学院は、平成 24 年度において、自己点検及び外部評価を実施した（「平成 24 年度信州大学法科大学院自己点検・評価報告書／外部評価報告書」）。平成 25 年 3 月に出された外部評価の結果を踏まえ、平成 25 年度に教育上の改善を実施し、そのことを通じて、平成 26 年の司法試験合格率の上昇に結びつけたものである。もともと基準 11－1－1 は、自己点検・評価の結果が教育活動上において「活用されている」か否かを問うものであって、何らかの結果や目標達成状況を基準とするものではないが、平成 24 年度の自己点検及び外部評価を経て、平成 26 年度の司法試験合格率の改善がみられたことは、「活用されている」との評価に十分に値すると思われる。

以上より、本法科大学院の司法試験合格率は、基準 11－1－1 が満たされていないとの判断根拠にはなり得ないものであり、是正を要する点として指摘されるべきではないと考える。よって、「第 11 章 自己点検及び評価等」における「基準 11－1－1 を満たしていない」との章ごとの評価結果は改められるべきである。また、この点に係る評価修正とあわせて、認証評価結果における「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との結論についても再考願いたい。

以上

(参考)

意見申立審査専門部会の審査結果報告

(申立 1)

対象となる章及び基準	第1章 基準1-1-2
審査結果	意見申立には理由がない
【理由】 (1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。 ① 司法試験合格率は、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことから「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定)により、留意すべき点として指摘されるべき状況であることには異存はないが、平成 26 年度の本法科大学院の司法試験合格率 (11.63%) は、全国平均 (22.58%) の 2 分の 1 (11.29%) を上回っており、改善すべき点にも是正を要する点にもあたらない。 ② 法科大学院全体の合格率における本法科大学院の相対的位置付けをみると、平成 26 年における本法科大学院の司法試験合格率における順位は、受験生を輩出した 74 校の法科大学院のうち、34 位であり、中位より上の位置にある。全国平均を上回る法科大学院は 15 校、全国平均の 2 分の 1 を上回る法科大学院は、上記 15 校を含めて 74 校中 39 校にすぎず、予備試験合格者の受験者数が年々増加していることもあり、指標を上回ることが次第に困難となる状況にある。評価結果(案)では、「平成 26 年度においても全国平均の 2 分の 1 をわずかに上回るにとどまり」との記述があり、一定の評価がなされていることも窺えるが、このような状況下において「わずか」であっても指標を上回り、一定の改善がみられたことは過小評価されるべきではない。 (2) (1) ①について。 評価結果(案)においては、司法試験合格率が平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度において全国平均の 2 分の 1 を下回っていたことから、「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定) 5. ①の 5 年の評価期間中に少なくとも 2 回、合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回った場合に該当し、留意すべき点として指摘している。他方、指標を上回っているとしても、解釈指針 1-1-2-1 において、「各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況(原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。)、並びに修了者の進路及び活動状況(司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。)、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。」と規定されているところ、評価結果(案)は、司法試験の合格率だけで基準 1-1-2 の適合性を判断しているのではなく、他の基準の判断結果を総合的に考慮して、司法試験の合格率が継続的に低迷している状況を覆すような取	

組が確認できないことから、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されているとはいえないと評価部会は判断している。

したがって、是正を要する点は、「法科大学院の認証評価に関する考え方」（平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定）の指標を参照しつつ、基準 1－1－2 を満たしているか否か総合判断した結果であることから、単に評価実施年度に全国平均の 2 分の 1 をわずかに上回っていることのみをもって改善すべき点にも、是正を要する点にもあたらないとする同法科大学院の主張には理由がない。

（1）②について。

- ・平成 23 年度から平成 25 年度において司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っており、3 年間継続していること。
- ・平成 26 年度においても司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 をごくわずかに上回っているに過ぎない状況であること。
- ・平成 26 年度は司法試験の合格率が上昇したが、その要因は、受験者数がやや減少したことによるものであるといえ、いずれにしても合格者数が増加しているわけではないこと。
- ・自己点検及び評価の結果をもとに行われた改善方策に実効性がないこと。

の状況を勘案すると、一定の改善がみられているとはいえないと評価部会は判断している。

以上から、司法試験の合格率が一時的にごくわずかに向上したことが継続的に低迷していた状況を覆すような取組の成果によるものではないとした評価部会の判断は妥当である。

- （3） 以上を踏まえると、当該法科大学院の教育の理念及び教育の目的が当該法科大学院の教育を通じて、達成されていないとした評価結果（案）は妥当であると判断する。

(申立2)

対象となる章及び基準	第11章 基準11-1-1
審査結果	意見申立には理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

- ① 平成26年度の本法科大学院の司法試験合格率(11.63%)は、全国平均(22.58%)の2分の1(11.29%)を上回る結果となった。この結果は、自己点検及び評価結果を活用したことによって生まれた教育上の成果である。

本法科大学院は、平成24年度において、自己点検及び外部評価を実施した(「平成24年度信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」)。平成25年3月に出された外部評価の結果を踏まえ、平成25年度に教育上の改善を実施し、そのことを通じて、平成26年の司法試験合格率の上昇に結びつけたものである。

- ② 基準11-1-1における司法試験合格率に関する判断指標は、「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成25年3月11日法科大学院認証評価委員会決定)によれば、<申立1>の理由に記載したとおりのものである。

この判断指標によれば、本法科大学院における司法試験合格率は、平成23年度、平成24年度及び平成25年度において全国平均の2分の1を下回っていたことから、基準11-1-1においても、①の留意すべき点として指摘されるべき状況であることには異存はない。しかしながら、平成26年度の本法科大学院の司法試験合格率は、全国平均の2分の1を上回っており、②の改善事項として指摘すべき状況にも③の是正を求めるべき状況にもあたらない。

- ③ もともと基準11-1-1は、自己点検・評価の結果が教育活動上において「活用されている」か否かを問うものであって、何らかの結果や目標達成状況を基準とするものではないが、平成24年度の自己点検及び外部評価を経て、平成26年度の司法試験合格率の改善がみられたことは、「活用されている」との評価に十分に値すると考える。

(2) (1) ①について。

意見の申立て書において、平成24年度に自己点検及び外部評価(「平成24年度信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」)を実施し、平成25年3月に出された外部評価の結果を踏まえ、平成25年度に教育上の改善を実施したと記載されているが、評価部会は、訪問調査時に自己点検及び評価を通じて分析した司法試験の合格率が低い原因とその原因を踏まえた改善方策を確認し、学習支援以外の教育内容や教育方法等についての分析が確認できなかったため、自己点検及び評価の結果に基づく改善の取組がされているものの、司法試験の合格率を向上させる抜本的な改善効果を上げているとはいえないと判断したものであり、本申立てにおいても具体的な教

育上の改善について説明がなされておらず、評価部会の判断は妥当である。

(1) ②について。

平成 26 年度の司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 をごくわずかに上回っているに過ぎない状況であること、当該年度の司法試験合格率の改善は受験者数が減少したことが要因であり、合格者数は増加していないことから、改善していると判断できないとした評価部会の判断は妥当である。

また、この間の司法試験合格状況が「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定) 5. ①に該当し、留意すべき点として指摘している。他方、評価実施年度の合格率は、「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成 25 年 3 月 11 日法科大学院認証評価委員会決定) 5. ②及び③の指標を上回っており、是正を求められるものではないが、当該箇所の問題としているのは、指標の結果を参照しつつ、解釈指針 11-1-1-1 を介して基準 11-1-1 を満たしているかどうかの総合判断である。

当該法科大学院は前述のとおり、

- ・平成 23 年度から平成 25 年度において司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 を下回っており、3 年間継続していること。
- ・平成 26 年度においても司法試験の合格率が全国平均の 2 分の 1 をごくわずかに上回っているに過ぎない状況であること。
- ・平成 26 年度は司法試験の合格率が上昇したが、その要因は、受験者数がやや減少したことによるものであるといえ、いずれにしても合格者数が増加しているわけではないこと。
- ・自己点検及び評価の結果をもとに行われた改善方策に実効性がないこと。

の状況を勘案すると、一定の改善がみられているとはいえないと評価部会は判断している。

以上から、司法試験の合格率が一時的にごくわずかに向上したことが継続的に低迷していた状況を覆すような取組の成果によるものではないとした評価部会の判断は妥当である。

(1) ③について。

「法科大学院認証評価に関する Q & A」において、

Q11 : 司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。

A : 司法試験の合格状況は、基準 1-1-2 及び基準 11-1-1 を満たしているかどうかを判断する際に、重要な指標の 1 つとして考慮されることとなります。

特に、基準 11-1-1 及びその解釈指針 11-1-1-1 においては、各法科大学院自らが一定の年数（5 年程度が目安と考えています）の範囲における司法試験の合格状況並びに改善方策を含めた自己点検及び評価を実施することを求めています。機構は、その自己点検及び評価の結果について調査・分析を行い、各法科大学院における修了者の進路及び活動状況に関する分析が不十分であると考えられる場合や、改善方策に実効性がないと考えられる場合などについては、これらの基準について改善すべきであるとの指摘を行うことがあります。さらに、これらの基準に違反する程度が著しい場合には、それらの基準を満たさないと判断されることもあり得るものと考えられます。

また、司法試験の合格率については、以下の指標によって判断することとしています。

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、合格率が全国平均の2分の1を下回った場合には、留意事項として指摘をします。
- ② 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘をします。
- ③ 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度が2回以上あった場合には、是正を求めます。

と記載されており、自己点検及び評価の結果が教育活動上において「活用されている」とは、改善方策に実効性があるかをも判断要素とされており、自己点検及び評価の結果に基づき、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用され、司法試験の合格率を向上させる抜本的な改善効果を上げているとはいえないと評価部会は判断している。

評価部会の判断は、公表されているQ&Aに基づきなされているものであり、改善方策に実効性がないと判断したことは妥当である。

- (3) なお、「法科大学院の認証評価に関する考え方」(平成25年3月11日法科大学院認証評価委員会決定)については、当該基準11-1-1の重要な判断要素であるが、その指標のみをもって自動的に基準を満たしているか否かを判断するものではなく、基準を満たしているか否かは、上記指標を参照しつつ、解釈指針11-1-1-1を介して総合的に判断されるものである。

当該法科大学院は前述のとおり、以下のような状況にある。

- ・平成23年度から平成25年度において司法試験の合格率が全国平均の2分の1を下回っており、3年間継続していること。
- ・平成26年度においても司法試験の合格率が全国平均の2分の1をぐくわずかに上回っているに過ぎない状況であること。
- ・平成26年度は司法試験の合格率が上昇したが、その要因は、受験者数がやや減少したことによるものであるといえ、いずれにしても合格者数が増加しているわけではないこと。

また、評価部会は、訪問調査時に司法試験の合格率が状況を覆すような取組があるとは認めることができなかったと判断している。

これらの状況や、本申立てにおいても具体的な教育上の改善方策が示されていないことを勘案すると、評価実施年度の司法試験の合格率が一時的にぐくわずかに向上したことが、継続的に低迷していた状況を覆すような取組の成果によるものであるとは認められず、自己点検及び評価の結果に基づき、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用され、司法試験の合格率を向上させる抜本的な改善効果を上げているとはいえないため、基準11-1-1を満たしていないとした評価結果(案)は妥当であると判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
信州大学大学院法曹法務研究科・法曹法務専攻
- (2) 所在地
長野県松本市旭 3-1-1
- (3) 学生数及び教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）
学生数 36 名
教員数 15 名（うち実務家教員 3 名）

設けられており、法務学修生として受入を認められた修了生（29 名）には、自習室の専用机が提供され、判例データベースや自習室内の図書の利用が認められており、司法試験受験の準備のため、多くの修了生がこの制度を利用している。

なお、信州大学は、平成 26 年 2 月、信州大学法科大学院の平成 27 年度からの入学者募集停止を決定している。

2 特徴

信州大学大学院法曹法務研究科（以下、「信州大学法科大学院」という。）は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、そして「つねに良き隣人たれ」を掲げる。そして、要請する基本的な法曹像を設定した上で、それに適した教育課程を編成している。すなわち、第 1 に、地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第 2 に、経済活動を理解し、企業経営およびその健全化に対応できる法曹、第 3 に、地域固有の問題について、理解・分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という 3 つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目において信州大学法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している。

教育課程の特徴としては、①基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うこと、②少人数教育を含め、1 年次に民法の基礎教育を徹底すること、③法律実務基礎科目を 20 単位開設し、その中には複数の実務家教員が担当することによって少人数教育の充実を図っている科目があること、④刑事模擬裁判、民事模擬裁判が法律実務基礎科目の必修科目において実施されていること、が挙げられる。

そして、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

これら授業科目の展開については、長野県弁護士会と信州大学との協定に基づき、同会から幅広い協力を得ており、法律実務基礎科目を担当する実務家教員の派遣、模擬裁判の実施、「ロークリニック」などの実務教育が充実している。さらには、長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会による自主ゼミ支援や講演会開催等の支援を受けている。

修了生に対するサポートとしては、法務学修生制度が

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育の理念、目的と養成しようとする法曹像

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、「つねに良き隣人たれ」の3つを、教育の目的として、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げる。そして、これらは法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。

このような教育の理念と目的を具体化するために、養成する具体的な法曹像として、①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる法曹、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹の3つのタイプを想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。

2 教育課程の基本方針と構成及び特色

信州大学法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に修得させ、法律実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、そのすべてを1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を修得できるように配慮している。また、「民法入門演習1」（1年次前期配当）において、法の適用・解釈とは何か、判例をどう読んだらよいか、といった法学の学習に関する基礎的な指導を行い、「民法入門演習2」（1年次後期配当）においては、平易な事例問題を取り上げ、レポートを作成させることで、法律的な考え方に基づき、法律文書を作成するための基本的な能力を養成している。

法律実務基礎科目は、2年次以降に開講されており、民法などの法律基本科目を学習した上で履修できるように配慮されている。法律実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感および倫理観の涵養に努めるとともに、具体的な事案に即した法的思考、法律文書作成能力の養成に努めている。また、刑事模擬裁判、民事模擬裁判が法律実務基礎科目の必修科目において実施され、学生全員が模擬裁判に参加し、実践的な体験を通じて法律実務を理解できる配慮がなされている。そして、ロークリニックにおいて地元の法律事務所に学生を受け入れてもらっており、また、模擬裁判には多数の長野県弁護士会の若手弁護士が関与するなど、同会による強力な支援のもとで、学生が現役の地域法曹と接触する機会が多く設けられているという特徴がある。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、1）研究者教員が法理論を中心に行う授業、2）実務家教員が実務を中心に行う授業、3）研究者教員と実務家教員が合同して行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、法律実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習1、2」の2科目は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。

また、成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、併せて GPA (Grade Point Average) に準じた方式の採用により厳格な修了認定を行うこととしている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/houka/no6_2_jiko_shinshu_h201503.pdf